

よくあるご質問

Q1	一般競争入札方式とは、どのような方式ですか？
A1	一般競争入札方式とは、当社が指定する最低売却価格以上で最も高い価格で入札された方に売却する方法です。 なお、今回の入札は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送により行います。
Q2	個人でも入札に参加できますか？
A2	もちろんご参加いただけます。 入札案内書をよくお読みいただき、現地を必ず確認のうえ、お申込みください。
Q3	使用目的が未定なのですが？
A3	現在想定されている使用目的を記載していただければ結構です。
Q4	入札参加申込書、誓約書及び委任状に押印する印鑑は認印でも可能ですか？
A4	<個人の場合> 認印で結構です。(シャチハタ印は不可。) なお、契約の際は実印でのご契約となります。 <法人の場合> 代表者印で押印をお願いします。
Q5	申込みは持参でも可能ですか？
A5	今回の入札は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申し込みとなっております。書留又は簡易書留により申し込みして下さい。 受付期間内に到達しない申込み、記載に不備がある申し込み並びに必要な書類が揃っていない申込みは無効となりますので、受付期間内にお早めに送付して頂くことをお奨めします。 ただし、先着順売払いについては、持参による申込みに限ります。
Q6	入札保証金が必要ですか？
A6	当社が実施する入札(「ま1」「ま2」及び「ま3」の物件)に関しましては、入札保証金は必要ありません。
Q7	複数物件の入札は可能ですか？
A7	可能です。 その場合、入札参加申込書は物件ごとの申込みが必要ですが、必要書類(住民票の写しや現在事項全部証明書等)は1通で結構です。

Q8	落札した後でも辞退できますか？
A8	落札した後でも辞退もできます。その場合、速やかにお申出ください。 ただし、落札した後の辞退を表明した日から2年間、公社が実施する競争入札又は公開抽選に参加することはできませんのでご承知おきください。

Q9	複数名（親子、夫婦等）で契約したいのですが？
A9	2名以上での契約も可能です。 その場合、入札参加申込書及び誓約書の申込者欄には申込者名を併記してください。 また、複数名（親子、夫婦等連名）でお申し込みの場合、落札後の契約は連名の方との契約となります。

Q10	清算金とは何ですか？
A10	土地区画整理法第110条の規定に基づくもので、当該土地区画整理事業が完了した後に換地処分の上、事業施行者から交付又は徴収の通知を受けます場合があります。 当該通知は、土地所有者にされることとなりますが、今回の物件につきましては、交付があった場合は公社が取得し、徴収があった場合は公社が負担することとします。 なお、このことにつきましては、契約締結前に行う重要事項説明及び契約書にも明記させていただきます。

Q11	入札金額はどのくらいにすれば良いですか？
A11	入札金額については一切お答えできません。

Q12	申込の状況はどうですか？
A12	お問合せ、申し込みの状況については一切お答えしかねますので、ご了承ください。

Q13	土地代金のほかに必要な費用はありますか？
A13	固定資産税及び都市計画税について、契約日を基に按分してご負担いただきます。また、所有権移転登記に係る費用は落札者の負担となります。 そのほか、契約に係る印紙代は公社と折半での負担となります。

Q14	区画整理法第76条に規定する許可（76条申請）とは何ですか？
A14	土地区画整理事業施行区域内では、事業の円滑な進行を促すため、建築等の行為を行う場合、建築基準法の建築確認申請を受ける前に、名古屋市長の許可を受けなければなりません。 なお、換地処分の公告がなされた場合、公告の翌日からは、許可申請は必要ありません。

Q15	入札物件の測量図はないですか？
A15	<p>「ま1」「ま2」及び「ま3」の物件については、区画整理事業施行中のため、地積測量図はありません。記載の寸法、地積についても区画整理事業により変更がある場合がございます。詳細については、名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所へお問い合わせください。</p> <p><u>※お問い合わせ先</u> 名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所 TEL：052-935-7141</p>